

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙運発第12号
令和6年6月26日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第60号。以下「改正府令」という。)、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第8号。以下「改正規則」という。)及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和6年内閣府・国土交通省令第3号。以下「改正命令」という。)が6月26日に公布され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から順次施行されることとなった。

改正の趣旨等は、別紙のとおりであるので、施行準備を進め、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

第1 AT大型免許等の導入

1 趣旨

普通免許に係る運転免許試験の新規合格者の多くがAT限定普通免許を取得しており、トラックやバスのAT自動車（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）の普及が進んでいる状況や職業ドライバー不足等の近年の状況を踏まえ、大型免許、中型免許及び準中型免許（これらの仮免許含む。）並びに大型第二種免許及び中型第二種免許（以下「大型免許等」という。）について、AT免許（運転することができる自動車をAT自動車に限る運転免許をいう。以下同じ。）を導入する。

2 内容

AT大型免許等（運転することができる自動車をAT自動車に限る大型免許等をいう。以下同じ。）を導入するとともに、それぞれの免許に係る技能試験、技能教習及び技能検定（以下「技能試験等」という。）をAT自動車を用いて行うこととした。

第2 MT免許の技能試験等の方法の見直し

1 趣旨

AT大型免許等を導入するに当たって、運転できる自動車をAT自動車に限る旨の条件が付されていない大型免許等（以下「MT大型免許等」という。）の技能試験等を、免許の種類に応じたAT自動車以外の自動車（以下「MT自動車」という。）を用いて行うこととする場合、都道府県警察や指定自動車教習所が、AT自動車とMT自動車の双方を試験車両や教習車両（以下「試験車両等」という。）として用意しなければならないほか、自動車メーカーの動向を踏まえると、将来的には大型自動車や中型自動車のMT自動車については生産が縮小・停止されることも想定され、MT自動車の試験車両等の持続的な調達・維持が困難となることも予想される。このことを踏まえ、技能試験等はクラッチ・ギア操作に係る項目以外はAT自動車を用いて行い、MT免許（運転できる自動車をAT自動車に限る旨の条件が付されていない運転免許をいう。以下同じ。）のクラッチ・ギア操作に係る項目のみ、MT普通自動車（AT普通自動車以外の普通自動車をいう。以下同じ。）で行うこと

とする。

2 内容

A T大型免許等を導入することに伴い、技能試験等の方法を見直し、MT免許についても、基本的な運転技能については、A T自動車を用いて技能試験等を行うこととし、クラッチ・ギア操作に係る項目についてのみMT普通自動車を用いて場内において行うこととした。また、MT普通自動車を用いた技能試験等について、令和3年度に行われた調査研究により、クラッチ・ギア操作に関しては自動車の大きさによって難易の差は認められないことが明らかとなったことを踏まえ、取得しようとする免許の種類にかかわらず、MT普通自動車を用いて行うこととするが、その項目及び合格基準については、第一種免許、第二種免許及び仮免許の区分に応じて設定することとした。

第3 中型第二種免許の試験車両等の見直し関係

1 趣旨

現行の中型第二種免許に係る試験車両等は、中型第二種免許を取得した者が主に運転することとなるマイクロバスとは大きく異なるものとなっており、現行の中型第二種免許の試験車両等の基準を満たすものは、現在、供給されていない。今後、試験車両等の維持・更新が困難となるおそれがあることから、令和4年度に、試験車両等として中型の旅客自動車として一般的に利用されているマイクロバスを用いることが可能か確認するため、走行実験を行ったところ、試験車両等としてマイクロバスを用いることとしても、一部コースの幅を狭くするなどの見直しを行えば、現行の中型第二種免許の技能試験と同等の難易度を確保できることが確認された。このことを踏まえ、中型第二種免許の試験車両規格をマイクロバスのサイズに見直すこととする。

2 内容

中型第二種免許の試験車両等の長さ、幅及び最遠軸距について、一般的なマイクロバスの大きさ（長さ6.50メートル以上、幅2.00メートル以上及び最遠軸距3.80メートル以上）に見直すとともに、マイクロバスを用いた場合でも現行の技能試験の難易度が確保されるようにするため、中型第二種免許に係る教習における曲線コース、方向変換コース及び鋭角コースに係るコースの基準を見直すこととした。

第4 その他の改正関係

1 趣旨

技能検定に合格した旨の証明は、技能試験の免除の要件の一部を構成する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行の前提となるものであり、その真正性は厳密に確認されるべきであるが、当該書面に技能検定員による押印を求めずとも、署名によって十分に真正性が担保されると考えられることから、業務合理化等の観点を踏まえ、技能検定員の署名のみによって行うことを認め、必ずしも押印までを求めないこととする。

2 内容

法第99条の5第5項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、技能検定に係る免許の種類等の事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が署名又は記名押印をして行うものとすることとした。

第5 施行期日

本改正府令等のうち第4に係る部分については公布の日から施行することとし、第1、第2及び第3に係る部分のうち、普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許に係るものについては令和7年4月1日、中型免許、準中型免許、中型第二種免許、中型仮免許及び準中型仮免許に係るものについては令和8年4月1日、大型免許及び大型仮免許（一部）に係るものについては令和9年4月1日、大型第二種免許及び大型仮免許（一部）に係るものについては令和9年10月1日からそれぞれ施行することとした。

(参考資料)

- 1 改正府令の官報の写し
- 2 改正規則の官報の写し
- 3 改正命令の官報の写し